

平成20年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について

1 申請・裁定の状況

区分	年度別	18年度	19年度	20年度	前年度比
申請に係る被害者数(人)		491	448	462	+ 14
	遺族給付金	256	170	186	+ 16
	重傷病給付金	138	169	182	+ 13
	障害給付金	97	109	94	- 15
裁定に係る被害者数(人)		458	445	407	- 38
	支給裁定に係る被害者数	435	407	388	- 19
	遺族給付金	240	203	173	- 30
	重傷病給付金	104	131	140	+ 9
	障害給付金	91	73	75	+ 2
	不支給裁定に係る被害者数	23	38	19	- 19
仮給付決定に係る被害者数(人)		20	15	5	- 10
裁定金額(百万円)		1,272	932	907	- 25

- 申請数は、増加。
- 裁定数は、支給、不支給ともに減少。
- 平均裁定期間は、9.8カ月(前年度比+1.8カ月)
- 制度改正(平成20年7月1日以降の犯罪に適用)の適用状況
 - ・申請数は51人
 - ・うち39人が遺族給付金であり、5人について裁定済み

2 1件当たりの裁定額等

	一被害者当たりの 平均支給裁定額	前年度比	最 高 額
遺族給付金	約427.1万円	+55.7万円	1,784万円
重傷病給付金	約16.7万円	+ 2.4万円	約72.2万円
障害給付金	約193.2万円	-24.7万円	726.8万円

- 改正後の制度が適用された、遺族給付金の平均支給裁定額は、約1,288.5万円
- 減額裁定は、98件(支給裁定の25%)

3 審査請求の状況

- 申立ては、4件(前年度は5件)
- 裁決は、6件(前年度は5件)